

第二十三部

参議院決算・労働連合委員会會議錄第四号

託事件

○國家公務員法案（內閣送付）

○國家公務員法の規定が適用せられる
までの官吏の任免等に関する法律案
(内閣送付)

昭和二十二年九月二十六日（金曜日）
午後二時四分開会

今日の会議に付した事件

○國家公務員法案

○委員選出(候補者等) これより本日の連合委員会を開会いたします。昨日に続けて審議したいと思います。昨日は懇談会でありましたけれども、出入りで結局二十五名、過半数でありましたので、第一回の委員会として取扱いたいと思いますが、如何でしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(下條廣重) それではさうに認めます。國務大臣が見えておりますから御質問なりにか……。

○山下義信君 昨日御質疑がありましたかどうか、本員は中途退席いたしましたので、重複いたしておりますけれども、ばお許しを願いたいと思うのでございますが、この公務員法案によりまして任命が行われます職員の範囲でございしますが、第二條第十二項によりまして、現業廳、公園その他これらに準ずるものの職員はこの法案によらないという御規定になっておりますようでございます。現業廳と申しますと、言うまでもなく、鉄道省、通信省關係が膨大な現業員がありますわけでございします。もとよりこれらは他の或いは労働

基準法、そういうつたものによりまする
建前になつておるのであらうとは思ふ
のでございますが、この法案を御立案
相成りまするときに、現業廳というも
のに対しまする御方針というものはど
ういうふうにお考になりましたのでし
ようか。これを除外するということに
なりますと、殊に或いは公園その他
の職員も悉く除外いたすということに
なりますと、官公吏の大部分というも
のがこの法案の規定外に相成るよう
に心得るのであります。それらに関し
まして御当局はどういうふうな御方針
でおいでになりますか、承りたいと存
じます。

○政府委員(前田克己君) 現業廳と申しまして、ここで主として考えておられますのは、國家企業に従事する職員の、この三つの項目に對して、考へておられる。

企業館事の増進というような見地から考へた方がよろしい部分が非常に多く、その外給與でありますとか、任用試験等につきましたも、人事院で統轄する一般の行政職員とは相当違つたことが考えられると思うのであります。そういうわけで、一應この國家公務員法案におきましては、特別職として法律の適用を排除しておるのであります。併しなから勿論これを無法律のままで放置するわけには行きませんのであります、別に現業廳の職員に對して、いわば現業廳職員法というようなものを制定する必要があると考えられるのであります。又その人事行政の綜合といふような点も、或程度人事院で扱はせるものが適當だ。かように考えておる次第であります。

きことが、公の団体契約としてしまして随所にそれが見られておるのでございませう。この公務員法によりますというのと、現在のそういうような実態の有様というものが少しもこの法案の中に盛られていないように見受けるのでございしますが、当局におきましては人事につきまして、只今現に行われているが、ごとき職員組合の意向を重く見て行くというふうな点をお取入れになるお考がないのであらかどうかという点を、閣下にして伺いたいと思います。

○政府委員(前田克己君) これは昨日岩間委員の御質問で一應お答をいたしました。が、現在職員組合が或程度各官廳におきまして人事権に関与していることは事実であります。併しこれも現在の法令上そういうことが認められて

事権を拘束するがごとき関與は、本法の趣旨から言うと認め難いと、かように考えております。

○山下義信君 運用の上におきましては多少考慮の余地があるが、法律としてはどのような性質のものは取入れることはできないという御答弁でございます。そういったしますと、この官吏の人事につきまして、いわゆる天降りの命令人事でなくして、廣く民主的な性格を持った人事をやろうというようなお考えはないと心得まして宜しいでございますか。

○政府委員(前田克己君) この國家公務員法案の適用の対象になつております職員は、大体二條に列挙してありますものを除きました職員ということに相成るのでございます。結局純然たる

いるわけではありませんので、任免権者が法令によつて任ぜられております。その任免権の裁量内の事項として行われておるわけであります。政府といたしましては、職員組合が人事に関する関與を法令上認めることは、これは適當でないと考えておる次第であります。従つてこの法令にも、それを認めるような規定は全然おいておらないのであります。ただ現在の官公吏をどういふふうに考えるかということとは、これは又別途運用の問題として考えるべき問題であります。固より任免権者が法令に基いていたします實際の任免につきまして、職員組合の者から建設的な参考意見を提示する。この程度は結構と思ふのであります。法令上の人

行政の事務をやる人間であります。これはこの法案において非常な重点をおいております職階制の官制によりまして、これらの職員というものは高度の技術性と専門性が要請せられるようになるのであります。まあ極端に申しますと、一種の機械のようなふうにしてゐるわけであります。如何なる政党内でも、如何なる内閣の下でも、その命令を受けまして、自由自在に働くべき機械を形造る。こういう意味合であります。従つてこれが任免等につきましても、職階制等による試験選考等によりまして、極めて科学的に行われる。あまりこの公務員法案の適用の對象となつております職員につきまして、特に民主的な任命方法というふう

なものを考えることは必要がない。か
ように考へておる次第であります。

○山下義信君 官吏を全く機械的に公
平無私にお取扱にならうという御趣旨
で、今言つたような民主的なそういう
ような行き方はしたくないという御答
弁でありました。一應承つて置くので
ございます。これは小さいことでござ
います。序に伺いたいと思ひますの
は、第二條の第十一号に「任命につ
いて國會又はその兩院若しくは一院の選
挙」とあるのをごさいます。國會
とか又その兩院の「同意」はどうい
ふことになるのをごさいますか。

○政府委員(井平成三君) 私からお答
えいたします。實際の法律の文言とい
つたしまして兩院の同意と書いてありま
す例は、會計検査院法でございます。
これは各院毎に同意があるのでありま
す。それから尙更に公正取引委員會の
委員長、委員、これは衆議院だけの同
意になつております。いわゆる独占禁
止法に規定がございます。それから國
會即ち兩院の議決によつて一つの意思
表示になる。これは今後立法を予想し
ております。今度の地方自治委員會の委
員、これは御審議を受けておりますが、
まだできておりません。それから本案
の人事官も兩院の同意となつておりま
す。一院が反対になりまして、いはゆ
る憲法に予想しておりますような方法
で行くという規定がございます。そう
いうような場合に各個の例によりまし
て、それを予想して書いてございま
す。それ、その可否はその方の法律
で十分研究したいと思ひます。

○吉川末次郎君 昨日お尋ねいたしま
して御答弁を受けたのでありますが、
尙自分で腑に落ちないので、又同様な

質問はほかの委員からもなされたので
ありますが、同様に私は當局の御答弁
を十分に納得するところまで至つてお
りませんので、重ねてお尋ねすること
をお許しを願ひたいのであります。

昨日お尋ねいたしましたことの中
で資料の御提出を願ひたいということ
に對する私の希望であります。それ
に對して資料が御用意がないというよ
うな御答弁でありましたが、行政調査
部から「職階制度の研究」とかいふパ
ンフレットを御出版になつてゐるよう
であります。尙それは行政調査部
で、アメリカからこの人事行政制度を
確立するために來られた顧問の方の行
政調査部員に對する講義を集録したも
のであるというようにも書かれたよう
であります。若し頂けるものである
ならば我々に御配付が願ひたいと思
つてあります。尙三宅事務官から「イ
ギリスの人事行政の諸問題」といふア
リントを頂きましたが、外の方にお
配り願へれば結構だと思つておりま
す。尙私が特別にお願い申し上げたいこ
とはお出しになつております。職階制度の
説明というプリントの中に職階制度に
つきましては、一九二三年において米
國にクラス・ファイケーション・アクト
といふものが公布せられたと書いてあ
ります。今度の法案につきましては
は、アメリカの制度をいふ御説明の
中になつておることは、當局の御説明の
中にもあつたと思つてあります。當
て日本の官僚が旧帝國憲法その他の法
律制度におきまして、プロシヤの法律
制度を母法として踏襲いたしましたよ
うに、やはりこの法律におきまして
も、母法とも言うことが出来るような
アメリカその他の國かも知れませんが

が、恐らくアメリカの法律があたりだ
らうと思つてあります。若しござ
いましたならば、今申しました一九二
三年のフエデラル・ガヴァメントのク
ラス・ファイケーション・アクト、これ
は多分翻譯をお持ちになつてゐるに違
ないと思つてあります。どうか一
つ我々に御配付願ひたいと思つてあ
ります。

尙この法案を讀みまして、極めて日
本語として生硬なる法律的なタムが
使われております。先日申上げまし
たように、五條における「人事官は、
人格が高潔で、云々である」とか、讀ん
でいきますと極めて新しい文言、例え
ば附則第二條の第三項であります。こ
れ「臨時人事委員」と読み替へるものと
する。なんという言葉も、非常に我々
には新しい言葉であります。これが
母法の翻譯的な法律であるとすれば、
それ、原語もあるだらうと思ひます
が、そういうものとも照し合せたいと
思ひます。どうぞその母法とい
うものがありましたら、一つ是非お示し
が願ひたいのであります。

それからこれ又、先日お尋ねいたし
たこととありますが、全体といたしま
して後程更にお尋ねしたいと思ひ
ますが、政官の排撃、いわゆるスボ
ル・システムといふことが一つの骨子
になつてゐると思つてあります。私
が、それに関連いたしまして、私は昨
日殊に現在のやうな民主革命の進行期
においては、そうした民主革命の線に
沿つたところの深い思想的理解をもつ
た、同時に行政官としての技能を併有
してゐるところの人間を採用する必要
がある。行政組織の隅々にまで、そ
ういふ人を配置するの必要があると申しま

した。私の言葉の一つの例といたしま
して、労働省が婦人児童局長に山川菊
菜女史を採用されたのは好人事である
といふことを申しましたところが、賢
國務相の御答弁には、政官の人でも
容易にこの法律によつて採用ができる
よになつておるといふことのお話
がありました。例へば山川菊菜女史が
婦人児童局長に採用されたのに、
ちよつと見ましたところ、この法律で
はやはり特別任用によつて、あのよう
な形で採用されることはできないよう
に思われるのであります。普通の更
員と同じように、やはり吏員の競争採
用試験をくぐつて行かなければならな
いといふよになつてゐるのではない
かと思つてあります。昨日非常に多
忙でありまして、よくまだこの点を検
討しておりますので、私の考に間違
いがありましたらお裁きを願ひたいの
であります。これは私が思つたそのま
まの氣持で伺つてゐるのであります。か
ら、そのように御了解願ひたいのであ
ります。

第三番目は先程から申上げておりま
すし、外と同僚諸君からも御尋もあ
りまして、私の最も聴きたいことであ
り、又昨日の御答弁で不満足である点
であります。これは重ねて申します
が、この法案全体を通じて私の
考えからいたしまして、基本的にこの
法律案がもつておるところの最も大
きな欠陥であると思つてゐる。くど
くどと更に御答弁を促す次第であり
ますが、この法律がアメリカの制度を
踏襲しておられる。ところがアメリカ
と日本の、官吏と政官との關係とい
うものが非常に違つてゐる。両者の
相違、非常に大きな基本的な政治的な

相違といふものを無視して、この法
律がアメリカの制度を無批判に直訳的
な態度で採擇せられてゐるというこ
とであります。日本の官僚は政黨にお
けるところの政官、即ち議會の政黨、
政友會とか民政黨とか、或いは今日の
社會黨とか、自由黨とか、民主黨とか
いふやうな議會行動を中心としたま
すところの政黨に對立して來たところ
の、非常に大きな一つの政治的グル
ー、政治的な勢力であつたと思つて
あります。私は政黨といふものを政權爭
奪のための政治的手段と考えますな
らば、そういう意味においては誠に有
力なる政黨であつたと考えるのであり
ます。而もその官僚といふところの政
黨は、政治的手段は舊帝國憲法のもつて
おる封建性、或いは法律性にはその規
定されてゐるところの大權行使の無制
限に照して來たといふことに乗じま
して生れて來たところの、私は廣
義の政黨であると思つてゐるのであ
ります。ところがアメリカにおきましては、
そういうやうな日本の官僚のやうな封
建的な政治的利害關係に立つて來た
ところの廣義の政黨、或いは政治的手
段といふものは、政治的にはなかつた
と考えるのであります。その官僚は自
分が封建的な利害關係の上に立つて、
狹義におけるところの議會政黨と今日
まで闘争を続けて來たといふことが、
今日までの日本の明治以來の政治史で
あると考えるのであります。この狹
義におけるところの政黨、即ち議會政
黨、政友會、民政黨といふやうな政黨
といふものはいけなないのである。政
黨が悪いものであるといふやうなこと

自分分で腕に落ちないので、又同様な

アメリカその他の國かも知れません

う人を配置するの必要があると申しま

相違、非常に大きな基本的な政治的な

というものはいけないものである。政

寛が悪いものであるというようなこと

ばかり言つて参りまして、そうして日

してシビル・サービス・エキザミネ

華におきましても、尙地方自治体には

つ右についてはつきりした御答弁を得

をば、でき得る限り一つ叩き壊したい。

本で高等文官試験の制度のようなもの

ようなことが頻りにいわれて来たこと

や、私は東京の安井知事その他の諸君が

するのには実は下手でありますからし

法ができまして、國家組織が根本から

擁護のために、政界に対して政界勢力

は、國家においても、又地方自治体にお

各府縣において、尙そうしたことを言

て、私の考が徹底しておるか否やは疑

間にある。何回でも一つ繰返

を排除することを目的として作つたとい

つて来たのであります。特に十八世紀

の終り頃におきまして、米國において

たところの政界の眞實運動というもの

をば止めさせなくちやいかにというこ

いうことも、非常に大きな動機をなし

てゐるのではないかと思ふのでありま

す。ところが官僚は自分の政治的な欲

望というものが達成したしますときに

おいて、いろいろ外國の制度をば自

己擁護のために利用したものでありま

すが、特にアメリカの制度を利用いた

しますときには、全く國情と政治的

事情が違つておりましたところの米國

の政治的な制度を局部的に理解した自

己擁護の利害と、そうして或いはアメ

リカに對するところの無知とを原因と

いたしまして、そうして日本にしば

しば輸入して來ておることが極めて多

いと思ふのであります。例えば地方自

治体に政界というものはあつてはなら

んものであるというようなことは、知

らず、この間に日本人の間における一

つのオルソドックス的な權威を形作つ

て來たのであります。そういうこと

も亦官僚がアメリカの一部に行われて

おりましたところの議論を、右に申しま

したような動機からいたしまして日本

に直訳輸入いたしまして、そうして自

分の自己擁護のために利用してゐる面

が非常に多いのであります。アメリカ

におきまして、こういうこの文官任用

制度、シビル・サービスの制度とい

うものが確立いたしましたのは、十九

世紀の終り頃にはないかと私は考へる

のであります。今の地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

きまして、その地方自治体にお

す返すも誤解のないようにお願いいたします。そういうことでございまして、どうかこの案そのものについて、一つ御審議を願ひまして、これがアメリカのスポイル・システムをば率じておる。こういう考から来ておるから、この法案はその出発点において間違つておるといふようなお考は一つ御修正を願ひたい。こう思うのであります。誠に要領を得ぬかも知れませんが、私の意見としてこれだけのことをばお答え申しておきます。

○政府委員(前田克己君) 吉川さんの外の二つの御質問にお答えいたします。この法案によつて、労働省の婦人児童局長に、山川菊栄さんを登用したようなことができるかどうか。これは第三十六條但し書におきまして、人事院の承認のあつた場合には、競争試験以外の能力の実証に基く試験、これを選考と呼んでおります。この方法によることができるという規定がありまして、これでその途が開かれておるのであります。三十六條但し書で考へておられますのは、例えば運轉手とか、タイピストとかいうように、一定の資格なり、或は特別の教育を受けた者については、改めて競争試験をやる必要がない。そういう場合が一つ。それから二つには民間の専門家、或は非常に適任な方を特殊なポストに登用する場合に、この方法による。こういう意味合であります。

それから最初に御要求のありました資料であります。これらの資料はいずれも行政調査部の方にございますが、ただ部数が、全員にお配りするだけ直ちに間に合うかどうかよつと分り兼ねますので、調べました上で、成るべく御要求に即うようにいたしたいと思ひます。

○吉川末次郎君 閣下國務相の御答弁甚だ不満足であります。私自らの意見を修正する必要はないと考へております。その上は意見の相違でありますから、これで質問は打ち切ります。

○川上嘉市君 國務大臣にお伺ひいたします。本法案にありますが恩給法というものは、これに接続して制定せられると思ひますが、大体いつ頃お決めのなるか。その御予定御腹案、又御規定なさるとすれば、恐らくは今日の物價の情勢でありましては、官公吏が一生の間勤めて、そうして老後を養うとか、或いは老後自分の住宅を作るとか、生活の安定を得るといふことになる。恐らくは今日の予算で言へば一人について百万円ずつ出してまた昔の一万円にも及ばぬというふうなことになると思ひますが、そんなことについて、どんなふうな御腹案を以て將來おやりになるのであります。又御腹案がありますかどうか。その点について伺ひたいと思ひます。これは極めて重要な問題でありまして、すべての事業関係の、いわゆる退職手当とかいうような問題に全部影響するので、それらの手当は余程考慮せぬと、民間の会社がどこもかしこも、退職金というものを作つてくれと要求しても、その点において実は恐ろしくて作れぬというのが現状ではないかと思ひます。どういふような御腹案か、御伺ひいたします。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 恩給法の改正は、大体において私は時勢の要求であると思つております。現在の恩給法をば、相当に改正しなければならぬといふことは、これは政府の方におきましても同感でございまして、でありますからして、この法案の百六條にも、恩給に關する規定を設けまして、恩給に關する必要な事項は、法律によつてこれを定める。とありますから、あまり遠くないうちにおいて、恩給法の根本的改正をしたいと、こういう考を持つておりますからして、その点について、十分に審議をする積りであります。今の恩給法は相當の程度において改めなければならぬと、こう思つております。

○川上嘉市君 お作りになるのは当然だと思ひますが、その点について何か。先程申しますように、どんなふうなことでこの時局を乗り切るお考でありますか。何かそのことについて御腹案がありましたらならば、大体の御意向を承りたいと思ひます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 今これといふ具体的な腹案もできておりませんから、人事院ができましてから、人事院がこの規定と見合せて、適當な具體的の法案を考へたいと思つておりますが、今はまだ別に具體的の案はできておりません。

○川上嘉市君 希望として申し上げますが、只今申しましたように、全部の労働者或いは社員とか、すべての人の待遇というものに、全部影響しますからして、余程慎重に御考慮あらんことを希望いたします。

○委員長(下條重吉君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(下條重吉君) 速記を始めます。

○議員(下條重吉君) 速記を始めます。

○議員(下條重吉君) 速記を始めます。

員法、その關係についてお尋ねしたいと思ふのであります。判事につきましては、この法案の第二條の第三項の十号に、裁判官といふことが書いてございまして、この法律の適用が排除せられておるようであります。そこで尋ねたいのであります。この法律に規定されておりますあらゆる事項で、裁判官についてどういふ所、どういふ形式によつて規定されるのであるかといふことをお尋ねしたいのであります。今の判事につきましては、御承知の通り裁判所法といふのがございまして、この中でいろいろ任用關係、その資格といつたようなものを規定してございまして、併し裁判所法において規定されておらない部分も深山あふるのであります。例えば恩給といつたようなものは規定してないかと存するものであります。その外職階制といふものが新たに法律によつてできるのであります。裁判官も亦職階制といつたような行き方で將來相成つて行くのであるかどうか。それは先程申しましたように、どういふ機關でどういふ形式でそういうものが定められて行くものであるかといふことをお尋ねしたいのであります。次に檢察事でありまして、檢察事は第二條の第三項の各号に載つておりません。これはこの法律の適用を受けるのであらうと存じます。さういふ趣旨であらうと存するのであります。然るに檢察事につきましては、御承知の通り檢察廳法といふものができておりまして、それについて任用の資格その他が定まつておるのであります。この法律の任用の、この適用を受けるのであれば、檢察廳法は、これは改正せられる御意向なのであるかどうか。

か。或いは檢察官についての特色として檢察廳法は、その條にして置かれるのであるかどうか。ところで檢察廳法におきましては、司法試験を受けまして、その司法試験がこの國家公務員法におきまして、どういつた試験に入られるか、それは分りませんが、その司法試験を受けまして、その後司法修習生といひまして、或期間を修習いたしまして、それから修習生の考試といふものを受けまして、そうして初めて今の檢察官に任用せられますところの資格を得るのであります。さういふ特別の規定になつておりました。その司法修習生の考試、試験の一修習といふ文字が使つてありますが、司法修習生の修習、それは今の裁判所法に規定してありますところの、司法修習生の修習といふものと同じであります。その後もう一つ、判事側と人事の交流を考へまして、何年間判事をやつたものは、一級官の檢察官になることができるか。さういつたような、又裁判所におきまして、檢察官から判事に任用せられるような規定になつておるのであります。それで將來この檢察廳法を改められるにいたしまして、或いはこの法律をその特色として残すといひまして、この公務員法及び檢察廳法との關連におきまして、更にこの檢察官に關する法律と裁判所法、判事に關する法律との約り合ひにおきまして、いろいろ問題が起るのではないかと存するのであります。その点につきまして、この裁判所法自体の改正も考へられておるかどうか。さういふことが問題になつて参ると存するのであります。更にこれは最近の新聞紙上にちらほらと見えるのでござ

り兼ねますので、調へました上で、成

をば、相当に改正したければならぬと

○松井道夫君 私に判検事と国家公務

改正せられる御意向なのであるかと

新聞紙上にちらほらと見えるのでござ

います。司法省が解体せられるよう
にすでに決定したのであるといつたよ
うなことが見えておるのであります
が、検事が一体將來どういふ官廳の
下に属するに置かれるのか。そうい
うことが、検事に関する身分、待遇
その他につきまして、その関連にお
きまして問題になると存するのであ
ります。例えば普通の行政機関と同じ
一つの省が担当したか。或いはそう
でない別個のやや独立的のものが
できまして、そこでやることになる
のか。そういうことが判事との釣り
合その他を考慮する上において問題
になつて来るのであります。

一般の判事と検察官というものを
の程度別個に取扱ひ得るかといふ
ことについて問題になつて来るので
あります。いずれにいたしましても、
検事がどういふ官廳の下に配属され
るのであるかといふこと、これをこの
際伺つて置きたいと存するのであり
ます。いろいろ／＼錯雜いたしまして、
お汲み取りにくかつたかと存じま
すが、要するにこの法律と裁判所法、
檢察廳法の關係、それから將來司
法省がどういふことになるか、検
察官がどういふことになるかとい
うことをお尋ねする趣旨であります。
尙参考のために申して置きますが、
檢察官については、檢察官の受ける
俸給については、別に法律でこれを
定めてゐる。別に法律でこれを定め
てゐる。第二十一條に規定してある
のであります。これは一般の官吏と
別個の俸給に関する規定による
という趣旨であらうと私存するので
あります。その辺とも関連いたしま
して御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) 只今の御
質問は非常に実体を掘下げておられ
ますし、やや専門に入つております
ので、私からお答えさして頂きたい
と思ひます。非常に詳しく、且正し
い御批判でございまして、いさ／＼
私御尤もに承りました。実はこの
國家公務員法は、大きな筋を先づ
第一段階として踏み出したのであ
ります。且これに伴つて行く法律案
が全部どういふ形になるかといふ
ことは、まだ政府として決定的には
なつておりません。併しこの法案が
出ますのにつぎまして、關係當局
者として考へておられますところ
を申上げて、御了承を得たいと存
じます。

先ず第一に裁判官の方であります
が、これは第二條の特別職に入つて
おります。この特別職に対する立法
は、適用しておられます。特別職は
適用しておられます。特別職は適用
しておられます。特別職は適用して
おられます。特別職は適用しておら
れます。特別職は適用しておられ
ます。特別職は適用しておられま
す。特別職は適用しておられます。
特別職は適用しておられます。特別
職は適用しておられます。特別職は
適用しておられます。特別職は適用
しておられます。特別職は適用して
おられます。特別職は適用しておら
れます。特別職は適用しておられ
ます。特別職は適用しておられま
す。特別職は適用しておられます。

○松井道夫君 今に引続きまして、
今の検事の所屬その他司法省の解
体の問題につきましてこの際閣下
から発表できる範囲でお話したい
と存するのであります。それから一
点お尋ねしたいのは、これは憲法
の大原則で、検察官は特別職とし
て第二條に入ることができないか
といふ点をお尋ねしたいと思ひま
す。

○松井道夫君 今に引続きまして、
今の検事の所屬その他司法省の解
体の問題につきましてこの際閣下
から発表できる範囲でお話したい
と存するのであります。それから一
点お尋ねしたいのは、これは憲法
の大原則で、検察官は特別職とし
て第二條に入ることができないか
といふ点をお尋ねしたいと思ひま
す。

○松井道夫君 今に引続きまして、
今の検事の所屬その他司法省の解
体の問題につきましてこの際閣下
から発表できる範囲でお話したい
と存するのであります。それから一
点お尋ねしたいのは、これは憲法
の大原則で、検察官は特別職とし
て第二條に入ることができないか
といふ点をお尋ねしたいと思ひま
す。

○松井道夫君 今に引続きまして、
今の検事の所屬その他司法省の解
体の問題につきましてこの際閣下
から発表できる範囲でお話したい
と存するのであります。それから一
点お尋ねしたいのは、これは憲法
の大原則で、検察官は特別職とし
て第二條に入ることができないか
といふ点をお尋ねしたいと思ひま
す。

○松井道夫君 今に引続きまして、
今の検事の所屬その他司法省の解
体の問題につきましてこの際閣下
から発表できる範囲でお話したい
と存するのであります。それから一
点お尋ねしたいのは、これは憲法
の大原則で、検察官は特別職とし
て第二條に入ることができないか
といふ点をお尋ねしたいと思ひま
す。

○松井道夫君 今に引続きまして、
今の検事の所屬その他司法省の解
体の問題につきましてこの際閣下
から発表できる範囲でお話したい
と存するのであります。それから一
点お尋ねしたいのは、これは憲法
の大原則で、検察官は特別職とし
て第二條に入ることができないか
といふ点をお尋ねしたいと思ひま
す。

従つて司法省の機構を改正しなければならんことになりまして、司法省のいわゆるフットー・ゼナル、何か検事総長とか訳しておりますが、何も検事総長に限つたことでありません。併し日本に検事総長ということも変でありますから……司法省という名前は宜しくない。司法省といへば、やはり法律を司つておつて、裁判官に対して何か命令がましいことをするようにこれまで思われておつたし、そういうような傾向も幾らかあつたのでありまして、そういう傾向も根本から棄ててしまふ。そういう意味から司法省という名前も変えなければならんことになつて、それではどうするか。内閣に直屬する廳とするか。名は法務省としようじやないか。法務省はいかんから法務廳にしようじやないかといううなこともも考えております。それから現在の法制局も法務省、すべて國家の法律制定等に関することは、法務廳、若しくは法務省において全般的にやるという。この考からして今の法制局も法務省、法務廳の方に合併するようになるかも知れません。併しまだそれは最後の確定じやございませんが、そういう方向に向つて進めておるといふことを御承知を願ひたいと思ひます。

○**現府要員（并手成三君）** 檢察官を特別職に入れることはできないだらうかという御質問でございましたが、実は第二條の特別職と、附則十三條の一般職において特別を置いて行こうというのは、それ／＼段階でございました、こうでなければならぬという筋はないのでございます。大体特別職に置きましたのは、一般職に置くのには相應わしくない。丁度言葉を裏から申

すようでございますが、普通の一般職というのは職階制というものを中心にして、そうして一面人事院が相当公正

に人事を振つて行くという。この二点が大きな点でございますが、政務官の
ようなグループ、これを一般職に入れ
るのは如何にもおかしいというので、
政務官は先ず特別職になつておりま
す。親任官、これも我が國の昔は親任
官でございましたが、現在では認証を
受けております官、これもいわゆる職

階制によつて生活と何とかに應じて給與を増減するとかいうのは、如何にもおかしいのであります。これを第二グループとして外しております。現業廳的のものは現業の特殊性というやうなもの見地から相當違つた角度からやつた方が宜いというので外しております。それから顧問、参與的のものは、

これは本務とはしない。他に職を持つておることも許されておるといふようなことで、これは本條の一般職と區別したが宜い。その次は裁判官、これは立法司法、行政という見地から、これは觀念から見ても外したが宜い。それから三種分立から言ひまして、國會の方の系統の職員、これも國家公務員で

あるけれども人事院が執權するといふ角度では如何にもおかしい。外した方が宜い。これは特別法ができたて、便宜人事院が所掌するようになるかも知れませんが、それは今後立法であります、筋として一應一般職と別のものにしよう。この十三條の方に外したのは、これはどちら

ます。が、一應一般職に入れて、特殊性を發揮するものは、多く特殊性のものであり、特別職に近いものになると思

いますが、この辺が妥当であらうと思つて、ラインを引いた次第でございます。

○中野重治君　一つは昨日大臣から答えて頂いて分つたことではあるのですが、この問題を考へて行くのに、これは日本の法案として、我々が國民の代表としてこれを討議して行くというふうには、私は大臣の答をお聴きしたのですが、そう取つてよろしいかということが一つ。

それから第二は、この前二月一日のストライキのときに、將來國家公務員法というような大きな重要な法律がでける場合には、その法案の作成に労働組合側の了解を得る。或いはそれと協議をするというようなことが約束されて、これは当時中央労働委員会でもそういうふうに裁定したと言いますか。

すが、今度この法案ができて来た手續をみておると、組合側に対して何らの通告もなされていない。それで一般にこの法案がぼつと出て、それであわててこれについて頭を捻るというような状態になっているのですが、あのときさういうふうによ束されたのが

となつて、こういう方式で法案が出る
 ということは、法案の出される根本的
 な手続上の建前で非常に面白くない。
 こういうことが今後繰返されるような
 ことがあつてはならないと思います
 が、なぜこの法案が出る場合に、あそ
 こで約束されたことが守られなかつた
 か。又この法案がこういう形で出たの

であるけれども、これを一遍元に戻して、一方では公聴会を開くなりながら、取るべき手続を取つてやるという、そういう意思があるかないか。な

ぜかと申せば、これは非常に重大な問題で、私は数字をはつきり知りませんが、恐らくこの法案が法律となつて続

括する。いわゆる國家公務に關する労働者は六十万人ぐらゐになるでしようし、それから國家公務員法には、傳へられておる教師に対する身分上の問題、それが當然これに絡みついて來る、或いはその中に大きな意味では包含されるというようなことになりますから、昨日あたりから、いろいろの委員

の方の意見乃至質問にもありましたように、法案全体が極めて官僚的なものと……これは私もそういうふうに考えるのですが、見解の相違は別として、兎に角國家公務員法によつて非常に沢山の、数十万の勤務者が統括されるわけですから、こういう重大な問題については、二月一日のストライキのとき

のその約束に従つてやらねばならん。こういうふうな考から、なぜそういう方式が手續上正式に取られなかつたか。又取られなかつた以上、これを改めて正しいルートに載せて、問題を討議して行こうという意図があるかないか。その点ちよつとこの二つの問題についてお聴きしたい。

○國務大臣(齋藤實夫君) 第一の御質問の、この法案を日本の立法として審議を進める積りかどうかというような御趣旨であつたと承りましたが、無論アメリカの立法でもなければ、諸外國の立法でもなく、日本の立法として國に提出しておるので、これは當然のことであると思います。それからこの

法案を作成するに当つて、官公職員組合にどうして諮らなかつたかという御質問でございますが、その中に昨年の何か二月のゼネストのとき、その

な約束があつたというお話であります
が、私は実は全く存じておりません。
私自身も全く初耳であります。それか

らしていつか官公職員組合の方が私に面会を求められまして、そうして今度の國家公務員法の草案を替えるにあたって、官公職員組合に委員を作つて、委員に諮問するとか、或いは何かその方面に相談をしろつというような意味のお尋がありましたからして、私はきつぱりと答えました。それはしない。所

じてしないということを申しました。
なぜしないかと言えば、それは我々は、
原案であるからして、この原案はあなた
の方の代表者が國會に集つておつて、
國民の代表者が國會で審議するのだから、
國會議員の中でも君等の代表者もあるのだから、これが即ち立憲政
治であつて、政黨政治であつて、民主

政治だから、これ以上のことはできない。私は遠慮なく断りました。今日でもその考を持つております。官公職員組合の人が、この法案について御意見があるならば、自分等が選挙しておるところの国会議員を通じて、そうして適當の審議をするというのが、今日の政治組織でありますから、いぢ／＼

政府が原案を作り出す場合に當つて、あちらこちらに相談しておつたならば、これは限りがありませんから、政府の原案は読んで字の如く原案でありますから、これは絶対的の効力を持つておるものでありませんから、國會において自由に取捨選択せられる。その國會に官公職員組合の代表者を送つて

おられるのでありますから、別にその方面に向つて改めて諮問する必要がないと、こう私は考えておりまして、今

ます。それだけのことをお答へ申し上げます。

○北村一男 私はまだこの法案を全般的に読んでおりませんが、或いは他に私のお尋ねするようなことは詳しく決めてあるかも知りませんが、大体一通り見ましたところ、これはやはり官優勢力の過存のための法律であるということ、他の委員の方でも申されましたが、私も同様に考える者であります。この法案は、大体官吏の懲戒というものが非常に緩やかである。例えて申しますならば、農家には供出させる。そうしてその裏付けとして肥料、農機具を計画的に配給する。こういうことをいうていながら、さて実際に当りますと、なか／＼それが実現しない。併しながら供出は容赦なく取る。そうして言うことをきかなければ、又事情止むを得ないものでも、それを認めないで、強権の発動をする。こういう例は地方に乏しくないのであります。その場合に計画配給の任に當つた官吏は、配給ができなかつたのは國內事情で止むを得ないといつて、恬として恥じない。これに対して未だ會でどういふ懲戒が下されたか。私はその例を聞かぬのであります。そういうのに對しても、この法案でどういふことをお決めたのか、それを具体的ににお教へ願いたい。それから人事官という者は、これを見るに相當重要な職務を持つておられるものと思ふのであります。それがなんだか條文にいろいろ書いてありますが、結局退職するものとす。こういうようなことで、退職すればそれですでに責任を果したというやうなふうに解釋されますが、この刑法（か何か）を犯さなくても、大衆國民に

迷惑をかけた場合において、ただ退職だけで済まして、それで差支ないのか。その点をはつきりお答へ願いたい。

それからもう一つは、この條文の各所に人事院規則というものを謳つてありまして、政務役員であつた者はどうか、随分政務に對しても、人事院規則というものは強力に働いておる。それからその外にも人事院規則々々といつて、各所に謳つてありますが、これは人事院規則というものは、人事官會議の議決を経なければならぬといふので、あとで決まるのであります。若し國會でこの規則を承認して、あとでこの廣汎な権限を持つような人事院規則が決められた場合において、これをどういふやうな方法で國會として是正するか。そういう方法をお示し願ひたい。必ずこれはあとで問題になると考へます。だからそれをはつきりお答へ願ひたい。

○政府委員（前田克己君） 先ず最初の御質問で、懲戒に關連した点であります。本法案全体を通じて、能率的な運営といふことを主として非常に重きを置いて狙つておるのであります。従つてこれがためには、能率の評定表といふものを作りまして、當時その官職を能率的にやつてゐるかどうかといふことを科学的に審査をいたしまして、これを資料といたしまして、昇任或いは降任等の基礎とするわけであり。向極端な場合には、懲戒処分、こういうことになるのであります。その懲戒処分につきましては、信賞必罰の精神を迅速に発動させるために、従来の如き懲戒委員会というやうな形式的な手続は廃して、どし／＼こ

れを實行するやうな工夫をいたしてあります。懲戒委員会の手続を廃しました点については、又別の御批判もありますが、これは一方これに対する救済制度の如きもので、その点を補うことにはいたしました。要するに能率の昂揚といふことを非常にやかましく言つておるのであります。分限の所に置きまして、降任とか、或いは降級の場合に置きまして、官職に對する適應性、或いはその官職に屬する事務を十分な成績を以て挙げ得ないといふやうな時には、身分の保障が薄くなる。こういう規定も置いてあるものであります。これらの規定の活用によりまして、國家公務員の能率發揚といふことに遺憾なきを期したい。こう思つておる次第であります。

それから第二の人事院規則の点でございますが、この人事院規則は、この法律の施行につきまして、通常の場合であります。人事院といふものが、總理大臣の統轄に屬しますけれども、半獨立的な役所であるといふ点、それからこの法律の施行に屬します事務が、非常に専門的、技術的な事務が多い。こういう点におきまして、政令を排しまして、人事院規則の制定権を認めておるのであります。ところで隨所に入事院規則という規定が出て参りました。その委任が多過ぎるというお感じであります。併しこれは、その中には可なり一般の法律におきましては施行細則として決め得るやうな、非常に細かい事務も多いのであります。むしろこの規定を置きましたのは、政令ではなくして、人事院規則によるべきことを明かにするやうな場合も少くない

のであります。勿論人事院規則で相當重要なことが規定されることもありまが、この場合におきましては、國會の承認を得まして、任命せられました人事官の會議によりまして決められるのであります。この人事官に、その方面の有識者を得るならば、規則の中立的性を確保するといふやうな点から申しまして、誤りがないと、かように考えまして、人事院規則に委任の規定を置いておる次第であります。

○北村一男 私は特に先刻農民に對する点をお伺ひしたのは、御承知の通り、これは午前中の他の委員會において、私は質問したのであります。農民といふものは、損得に拘らず、農産物を作らなければならぬといふ宿命的の産業であります。それで特にお尋ねしたのであります。具体的に私がお尋ねしたことにお答へ願ひたいのは、若しこの配給計画といふものを立てて、配給ができなかつたやうな計画を立てた官吏は、どういふやうに懲戒をなさるか。つまり農民には遺憾なく供出を取つていらつしやる。詰りなれば、このいろ／＼の強権を發動なさる。そのために自殺をした者も我が國には少くないのであります。ところが一面そういう無理な計画を立てて、それから配給すべき物をできなかつたといふやうな官吏に對しては、どういふ措置をおとりになるかといふことを具体的に承りたいと思ひます。そこをはつきりお答へ願ひたい。

○政府委員（前田克己君） 法案の條文に即してお答へいたしますれば、第七十七條におきまして、第一號に、勤務実績が著らない場合には、降任をし、又は免職をすることができるといふこ

とで、只今御指摘のやうな事例もこれに該當する場合があると考へるのであります。それからそれが極端になりますれば、懲戒の問題になりまして、第八十一條に「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、これによりまして、同條に規定されますやうな処分を受けることになる。かように考へております。

○中野重治君 さつきの大臣からのお答の中味は承りましたが、二一ストライキの時の公約の言葉は知らなかつたと言われたのですが、そのことは知らなかつたといふことは分りました。が、知つた場合、その元の政府がやつた約束を、この新しい今の政府の出す法案を出して行く手続の上で、どういふやうに取扱おうとお考へになりますか。

○國務大臣（廣田良吉君） お尋ねの趣旨は、ちよつと理解し兼ねますが、この公務員法を制定するに當りまして、原案を作る時に、官公職員組合に諮るといふやうなことを、前の内閣がその方面の約束をしたかといふことは、私全く存じませんから、今度の公務員法作成の場合におきまして、その点は看過しておるのであります。私は前の内閣がどういふことをやるわけはないと思ひますが、それをよく調べて見ますが、やつたとすれば、私はどういふことは少しやり過ぎではないかと、あの時の情勢に應じてそんなことをやつたのではないかといふ氣がいたします。前内閣がなにをやつたにしても、私が先程申しましたやうに、この案を作るにつきては、職員組合の方から交渉がありましたけれども、それは御免を蒙るという返事をしておきまし

て、只今御指摘のやうな事例もこれに該當する場合があると考へるのであります。それからそれが極端になりますれば、懲戒の問題になりまして、第八十一條に「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、これによりまして、同條に規定されますやうな処分を受けることになる。かように考へております。

○中野重治君 さつきの大臣からのお答の中味は承りましたが、二一ストライキの時の公約の言葉は知らなかつたと言われたのですが、そのことは知らなかつたといふことは分りました。が、知つた場合、その元の政府がやつた約束を、この新しい今の政府の出す法案を出して行く手続の上で、どういふやうに取扱おうとお考へになりますか。

○國務大臣（廣田良吉君） お尋ねの趣旨は、ちよつと理解し兼ねますが、この公務員法を制定するに當りまして、原案を作る時に、官公職員組合に諮るといふやうなことを、前の内閣がその方面の約束をしたかといふことは、私全く存じませんから、今度の公務員法作成の場合におきまして、その点は看過しておるのであります。私は前の内閣がどういふことをやるわけはないと思ひますが、それをよく調べて見ますが、やつたとすれば、私はどういふことは少しやり過ぎではないかと、あの時の情勢に應じてそんなことをやつたのではないかといふ氣がいたします。前内閣がなにをやつたにしても、私が先程申しましたやうに、この案を作るにつきては、職員組合の方から交渉がありましたけれども、それは御免を蒙るという返事をしておきまし

た。その理由は、先程申しましたように、もう職員組合に限らず、一般國民の代表者が國會に集つたこの國會の機能によつてこの法案を審議せられるのでありますからして、國民代表の実は持つておるからして、この以上法案を作る際に當つて、いち／＼あちらの部類、こちらの部類に相談してありますら限りがありまじいので、私はできなと御返事ただけでありまして、それ以上は考へ持つておりません。これだけのことを申し上げて置きます。

○太田健児君 第一点は第五條の人事官の決定方法であります。これは昨日もちよつと質問をいたしまして御答弁を願つたわけですが、その御答弁が極めて不徹底でありましたので、重ねてお尋ねしたいと思つたのであります。ここに内閣が「兩議院の同意を経る」とありますが、これは實際上の問題として内閣が候補者を議院に諮問した場合に、この可否を決するといふことは実は實際問題からしてむづかしいと思つたのです。これは或特定の個人の名前を出された場合に、その長所を挙げるのは差支ありませんが、或いはその人の欠点とか、短所を言う場合に、それは公開の席上でその人を攻撃することにもなりまして、事實上國會においてこれを審議するといふことは非常にむづかしいことであると思つたのであります。そこでそれは一應國會の代表の府である國會へはかるといふことは、民主的のような恰好ではあります。が、事實におきまして民主的な処置とは言えないと思つたのであります。そこで昨日も申し上げましたように、例えば最高裁判所の判事を選定する

る方法のように、或選挙母体を作りまして、その選挙母体が最も適當とする候補者を推薦する。そしてその候補者の中から國會の同意を得て内閣がこれを任命するといふような方法をとりますれば、比較的民主的な選出ができるのではないかと思つたのであります。當局はそういうような最も民主的な選出の方法をとられる意思があるかどうか。やはり國會の同意だけで民主的だとせられるのであるか。もう一度明快なる御答弁をお願いしたいと思つたのであります。

それから第二点は第八條の二にありますが、人事官の彈劾のことでありまして、基き、公開の彈劾手続によつて罷免することがあると書いてありますが、これは彈劾を内閣總理大臣だけにここに制限されておりました。そして國民的彈劾の途といふものは開かれていないのであります。そこで私は内閣總理大臣と同時に、國會にも又これを彈劾する権限を與えるといふことにすれば、一つの國民的彈劾の途が開けて来るのじやないかと思つたのであります。その意味におきまして、この第二項は、國會又は國務大臣の訴追に基くといふふうに訂正したならば、この彈劾の内容がもつと適切になるのではないかと思つたのであります。これにつきまする當局の見解を伺いたいと思つたのであります。

は、人事記録に關するものを管理するだけであつて、主管は總理廳、その他の機關に保管せしめる。こゝういふふうに文字通りに見に行きますと、人事院は記録の保管はしないのであるかどうかがといふことをお伺ひしたいと思つたのであります。

それから第四点は第二十一條の人事院は、この法律に基く権限で重要でなもののについて、これは他の機關に行わしめる。この他の機關といふ文字を使つたのであります。これは一体どういふ機關を當局は予想されておるのであるか。これを具体的に伺ひたいと思つたのであります。以上四点であります。

○政府委員(前田克己君) 先ず第一点の人事官の選任であります。これは昨日申上げましたことを又繰返すようになりまして、或程度以上は見解の相違といふことになるかと思つたのであります。人事官の選任につきまして何らか諮問機關、或いは推薦機關といふようなものを置く。こゝういふことも勿論考へられるのでありますけれども、人事官の職務は政治的といふよりは純粋な技術的、且専門的な性質のものであります。行政の實際にも通曉しておらなければならぬものであります。第五條に定める資格を備へました候補者を内閣が責任を以て慎重に選考いたしました。而も今後の内閣といふものは、大體國會で多数を取られた政党的政黨内閣といふことが前提となるのであります。それを國民輿論の判断に問うために、更に兩院の同意を得て任命するといふことを以て、十分民主的な方法である。こゝう考へるのであります。又いろ／＼点から考

へますと、これが人事官を選ぶのに一番適當な方法である。かゝうに考へておる次第であります。人事官の彈劾について國會にその権利を認めないかといふお尋ねでございますが、これは廣く人事官に限らず、國家公務員について國民に彈劾の権利はあるわけでありまして、本法案につきましては、國民或いは議會から直接これを彈劾するといふ規定は設けておらないのであります。憲法十五條も必ずしもこゝういふ途を開くといふ意味とは解釋をいたされないのであります。國家公務員一般についても同様であります。人事官の場合につきましても、罷免すべき場合を國民の代表者たる國會の議決により法律で定めまして置けば十分であります。個々の罷免といふことは内閣においてこれを行われるのが適當と、かゝうに考へておる次第であります。

それから第三は人事記録のお尋ねであります。これはお尋ねの如く人事院においては保管はいたさない建前になつております。第二十一條の権限の委任、これを他の機關といふのは、その事項によつていろいろの場合があると思つたのであります。一般的には結局各國家公務員の所屬いたします所屬の長に輕度のものは委任する場合が相當である。かゝうに考へておるのであります。

○太田健児君 第四点の他の機關といふ……

○政府委員(前田克己君) 他の機關といふのは、一番多いのは國家公務員の所屬する所屬の長といふのが、一番多い場合であると考えます。

○太田健児君 只今の答弁に、お言葉

を返すようでありまして、人事官といふものが専門的、技術的又行政的の手腕があるものであるから、一種の推薦若しくは選挙の方法は適切でないといふ御答弁でありまして、併し先にも例に挙げました最高裁判所の判事の職務の如きは、これは決して一般的のものじやなくて、極めて専門的であり、技術的であり、行政的のものであると思つたのであります。こゝうすると今の政府委員の御答弁によりまして、あいつた極めて専門的、技術的、行政的な判事の如きも、一つの推薦若しくは選挙の方法をとつたといふことが悪いといふことになるのであります。こゝういふような専門的、技術的、行政的な性質を持つところの判事すらも、こゝういふような推薦若しくは選挙の方法をとつておられますから、人事官だけが、こゝういふ意味においてできないといふことはないと思つたのであります。これにつきましても、前後反覆したやうな感がありますので、重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(前田克己君) これは見る人によりまして、いろ／＼見方の相違があると思つたのであります。むしろ最高裁判所の判事のごときは人事官以上に技術的、専門的な人でありまして、却てこの場合などは國會の同意といふやうなことにしましては、適材を得るのは困難じやないかと思つたのであります。推薦機關といつたしまして、専門的な人の集りを作る。こゝういふ方法によつておるのであります。人事官につきましては、勿論先程申し上げましたやうに非常に技術的な仕事をするのでありますけれども、人数も少数であります。又或程度國會に出してそ

の批判を仰ぎ得る余地があると思うのであります。それでこのように規定をいたしたものと御了承願いたいと思ひます。

○榊井伊介君 この職員の採用は競争試験によるといったような原則的なものから考えまして、第三十七條の直近下級の等級、それから試験によつて昇任するといふ事項であります。これは有能な優秀な者を抜擢するといふ点から申しますと直近下級といつたように限定しないでもいいじゃないか。試験を受けて十分な資格を持つておる者ならば、その途を開いて行くのが原則に叶うのじゃないかと、かように考えます。その辺の御見解を……次は四十六條であります。受験の資格を人事院の規則に定めるといふことであります。受験の資格を複雑に考えれば限りがないので、或いは法の上に規定することの繁雑があるかも知れませんが、二十七條の規定の如く平等に一切のものを扱うといふことをいたしますならば、従来のように必ずしも學歷なんといつたようなものに拘わらないでもいいじゃないか。そうすると大體の規定といふものが、標準規定といふものが法の上に出来るのじゃないか。その次に平等の條件で公開されるということがあるといたしますならば、やはりこの辺の受験資格といふものは法律の上にはつきりさせる必要がないか。これに関連いたしまして四十七條を見ますと、この公告方法につきましては或程度小さく書いてあります。これから考えましてもやはりこの資格といふものが、少くとも概念的なものであつても、具体的な事項が挙げられることが適當ではないかと考へる

のであります。その次は四十七條につきまして試験科目であります。この試験科目につきましては、受験者の素質とか、或いは性格、操行といつたようなものを、やはり何かの方法によつて鑑別することを考えなければ、單に従来のように試験科目によつて合格いたしたとしても、人間そのものに大きな欠点があるということによりまして、いろいろの問題を惹起したたのであります。この辺の人間そのものの精神的な價值といつたようなものにつきましての何かの御用意があらうか。つまり採用につきましてのお考がございませうかといふことをお尋ねいたします。最後にこれは言葉尻を取るやうであります。さつき山下委員の御質問に對しての御答弁であつたかと思ひますが、職員を機械的に見て行くといふ言葉があつたのであります。これは往々にして誤解を生じ易いことであつたので、從來労働を商品と見るといつたやうなことで、いろいろの論議もされて來た時代もあつたのであります。殊にこの法案におきましますところの服務とか、或いは能率とかいつたやうな点から考えましても、やはり人権を尊重する。人といふものにつきましても考へ及ぼしますならば、機械的に見るといつたことは、私はどうかと思ひます。つまり、この点はやはり人を見つて、といふ点から考へて行くべきものじゃないか。それから、私の私見を申し上げておきまして質問を終ります。

○政府委員(前田克己君) 先ず三十七條の昇任の場合の競争試験であります。これは法律の規定によりまして、直近下級の等級の官職の在職者における試験、これは職階制といふものが組

立てられました。これによりまして、昇進といふことも極めて系統的になつて参りました。その資格要件等も嚴重になりまして、又一般の職員が一般職といひまして、長い將來官廳に勤務する。そういうふうになるのであるといふことも考えまします。漸次順を追つて止るということが普通の場合において適當と考へまして、この規定を置きました次第であります。ところが勿論、場合によりましては直近下級でありましても、ずつと下の方におきましても、適當な人がある場合が考えられるのであります。で、この場合は三十五條におきまして、官職に欠員を生じた場合においては、任命権者は昇任の方法でもよし、採用の方法でもこれをもつてもよろしい。降任といふのはちよつと例

外の場合と思ひますが、昇任、採用、いずれの場合でも差支ない。こういったしておるのであります。この法律におきまして採用と申しますのは、その前の三十四條に規定いたしておりますやうに、昇任、降任及び轉任以外の方法で、官職に任命することを申すのであります。從來我々の使つておりました採用といふ言葉の意味とは、少しく違ふところがあるものであります。即ち外部から新たに人を新任する場合、それから只今のところ、現在官廳におきましているが、同一職階内におきまして、二級も三級も下の人を上げる場合、それから違つた職階に属する人をとつて來る場合、これらがいづれも採用に入つて來るのであります。従つて採用の方法におきまして、或いは数等下級の官職にある人、或いは他の全然違つた職階に属しておるけれども、官職に對する

十分の資格要件を備へた人とする。この方法があるわけでありまして。次に四十六條の受験資格についてのお尋ねでございませう。これは大體、この受験の資格として考へておきますのは、四十四條でいわれておることでありまして、ところが四十四條も極く抽象的なことしか書いておらないのであります。これが考へられましては、年齢による制限或いは身體的の條件による制限、場合によりましては、或る程度の學歷といふやうなことが考へられるのであります。たゞ今回は、上は局長から下は一僱人に至りまするまで、全部試験といふことになりましたので、この受験の資格を全部法律に書くといふことも、非常に困難かと思われまふので、ここには抽象的な規定を置いておる次第であります。それから四十七條の試験科目についてのお尋ねであります。この採用試験の場合につきまして、純粹な、學問的な試験以外に、いわゆる智能検査に属するやうなものは、これを取入れ一行きたいと考へておるのであります。その外、その人がいい性格を持つておるかどうか、操行がどうかであるかといふやうなことは、これは試験科目と申しますよりは、むしろ只今の受験の資格要件の方で何らかのやうな点が考へ得るのではないかと考へるのであります。御意見もございまして、たゞ、將來この制度を具体的に確定いたします際には、十分その点を考慮したいと考へておきます。

それから最後に、先程職員は如何なる政党内閣の下でも、その指示に従つて機械のごとく活動すべきものである。……といふことも申しましたが、これは全く變に……といふことを申し

ましたので。むしろ職員と申しますよりも、この法案によつて作られます官俸制度といふものが、機械の齒車が噛み合つて行く如く、動いて行くべきものである。……といふふうに御了解願ひたいのであります。職員自身の個人的な人格の尊重といふことは、これは特に尊重いたさなければならぬことでもあります。例へば小さな例でございませうが、九十七條で命令に従ふ義務といふことを規定いたしておりますが、その場合にも、上司の職務上の命令に従ふといふことで、職務以外の私用のこととき命令に従ふ必要はないといふ積りで、特に職務上といふ言葉を入れたらいたしまして、新憲法の下に保障せられる個人の自由或いは權利といふものは、私どももよろそかに考へてはおりん積りでございませう。

○吉川末次郎君 議事進行について申します。この法案の内容は非常に重大でもあります。又條文も百余條にも及んでおまして、複雑であると考へるのであります。これは質問が大分内容の細かいところまで及んでおるやうであります。本日は大體これくらいに終つて頂きて、全体の審議は、逐條的に一つ一つ頂いていくものであります。一つ委員長におい

てお考を願ひたいと思ひます。○小野野君 只今吉川さんから御発言がございまして、もうすでに逐條の質疑應答にも入つておりますので、私は実は昨日は短時間しか出席しておりましたので、今日実は驚と質疑をしてお聴きしたいように思つた次第でございませう。併しこういう龐大な法律案の逐條審議をいたして行きます

につきましては、先程北村さんからもお話がありましたし、これに対して政府委員からお答がございましたが、やはりこの法律の内容を、執行上必要な内容を決めます人事院規則の要綱でもお出しを願いますれば、説明を伺うのに大変好都合ではないか、かように思うのであります。特に本法案の附則によりますと、この法律案は一時に全部が施行されるのではないので、それぞれ施行の期日も異なっておりますし、又この法律案と関連いたしました国家公務員法の規定が適用せられるまでの暫定法律案を見ましても、適當の時期までは、人事院規則も政令なみに扱うというふうなこともなっておりますので、先程はその内容について触れる御説明を伺うわけに参りませんでしたが、その点につきましても審議の便に供するために、規則案の概要でも御説明願えれば大変好都合だと存じます。私は本日はさような意味合におきまして、質問はいたしませんでしたけれども、逐條に入りました際に、又政府当局に対していろいろとお願きしたい。かように存じております。

○委員長(下條 康廣君) ちよつと速記を止めて

〔速記中止〕

○委員長(下條 康廣君) 速記を始めて……それでは本日はこれにて散会いたします。尚出席者が定足数に達しましたから、便宜委員会として取扱いたいと思つております。

午後四時十五分散会

出席者は左の通り。

決算委員

委員長 下條 康廣君

理事

委員

労働委員
委員長
理事
委員

國務大臣
國務大臣
政府委員
法制局長
總理廳事務官(行政調査部長)
務部長

太田 敏兄君
西山 龜七君
山下 義信君

吉川末次郎君

北村 一男君

中川 幸平君

平野善次郎君

小川 友三君

小野 哲君

伊達源一郎君

千田 正君

西田 天香君

原 虎一君

堀 末治君

天田 勝正君

山田 節男君

荒井 八郎君

平岡 市三君

奥 むめお君

川上 嘉市君

竹下 豐次君

姫井 伊介君

松井 道夫君

中野 重治君

岩間 正男君

齋藤 隆夫君

井手 成三君

前田 克己君

昭和二十二年十月二十八日印刷

昭和二十二年十月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局